	関連する義務	市場アクセス（第八・七条）
	概要	投資の自由化 日本国は、酪農業及び肉用牛生産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第十条
十七	分野	運輸業・事業サービス
	小分野	航空運輸業
	産業分類	
	関連する義務	最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	日本国は、航空に関係する二国間又は多数国間の協定に基づく措置であって、第八・六条2(b)(i)から(iv)まで及び第八・十四条2(b)(i)から(iv)までに規定するサービスに関するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置	
十八	分野	運輸業
	小分野	
	産業分類	
	関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
	概要	日本国は、水運サービス（内航海運を含む。）、水運サービスのための船舶貸渡サービス及び水運サービスの補助的なサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、外航海運業（ＪＳＩＣ　四五一）及び沿海海運業（ＪＳＩＣ　四五二）は、水運サービスから除外される。
	現行の措置	

附属書Ⅲ　設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者

（この附属書中欧州連合の表は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

設立を目的とした商用訪問者

1　欧州連合の設立を目的とした商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、九十日を限度とする。

2　欧州連合の設立を目的とした商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、二国間の査証免除措置に基づき日本国によって欧州連合の国民又は市民に許可される権利を妨げるものではない。

企業内転勤者

3　第八・二十一条(d)(i)(B)に定義する専門家に関し、「専門的な知識」とは、自然科学（物理学及び工学を含む。）若しくは人文科学（法律学、経済学、経営学及び会計学を含む。）に関する高度の水準の技術若しくは知識又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格において認められるものをいう。

4　3に規定する「自然科学若しくは人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識」とは、原則として大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによって授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識をいう。

5　欧州連合の企業内転勤者に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

投資家

6　欧州連合の投資家に認められる日本国における滞在期間は、五年を限度とする。

短期の商用訪問者

7　欧州連合の短期の商用訪問者は、日本国において一時的に滞在する間、第八・二十七条に定める条件に適合する業務連絡（物品の販売又はサービスの提供のための交渉を含む。）その他これに類似する活動に参加することが認められる。

8　欧州連合の短期の商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、九十日を限度とする。

9　欧州連合の短期の商用訪問者に認められる日本国における滞在期間は、二国間の査証免除措置に基づき日本国によって欧州連合の国民又は市民に許可される権利を妨げるものではない。

同行する配偶者及び子

10　3から5まで又は6の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可された欧州連合の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された日本国における一時的な滞在期間と同一の期間、日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、及び出入国管理及び難民認定法で定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

11　10の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可された配偶者は、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

12　この表の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

附属書Ⅳ　契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

（この附属書中欧州連合の表は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

1　欧州連合の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家は、日本国において一時的に滞在する間、サービスの提供に係る業務活動であって次の活動に該当するものに従事することが認められる。

(a)　自然科学（物理学及び工学を含む。）若しくは人文科学（法律学、経済学、経営学及び会計学を含む。）に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの